

令和元年6月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和元年6月7日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和元年6月7日 午前9時宣告

開 議 令和元年6月7日 午前9時宣告（第1日）

| | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 応招議員 | 1番 | 橋元 陽一 | 2番 | 宮崎知恵子 | 3番 | 西森 勝仁 |
| | 4番 | 下川 芳樹 | 5番 | 坂本 玲子 | 6番 | 邑田 昌平 |
| | 7番 | 森 正彦 | 8番 | 片岡 勝一 | 9番 | 松浦 隆起 |
| | 10番 | 岡村 統正 | 11番 | 中村 卓司 | 12番 | 永田 耕朗 |
| | 13番 | 西村 清勇 | 14番 | 藤原 健祐 | | |

不応招議員 なし

| | | | | | | |
|------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|
| 出席議員 | 1番 | 橋元 陽一 | 2番 | 宮崎知恵子 | 3番 | 西森 勝仁 |
| | 4番 | 下川 芳樹 | 5番 | 坂本 玲子 | 6番 | 邑田 昌平 |
| | 7番 | 森 正彦 | 8番 | 片岡 勝一 | 9番 | 松浦 隆起 |
| | 10番 | 岡村 統正 | 11番 | 中村 卓司 | 12番 | 永田 耕朗 |
| | 13番 | 西村 清勇 | 14番 | 藤原 健祐 | | |

欠席議員 なし

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|-------|---------------|-------|
| 町 長 | 堀見 和道 | 健康福祉課長 | 田村 秀明 |
| 副町長 | 中澤 一眞 | 産業建設課長 | 田村 正和 |
| 教育長 | 川井 正一 | 国土調査課長 | 橋掛 直馬 |
| 総務課長 | 麻田 正志 | 会計管理者兼会計課長 | 真辺 美紀 |
| チーム佐川推進課長 | 岡崎 省治 | 教育次長 | 片岡 雄司 |
| 税務課長 | 森田 修弘 | 病院事業副管理者兼事務局長 | 渡辺 公平 |
| 町民課長 | 和田 強 | 農業委員会事務局長 | 吉野 広昭 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

| | |
|------------|--|
| 町長提出議案の題目 | 別紙のとおり |
| 議員提出議案の題目 | なし |
| 議事日程 | 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。 |
| 会議録署名議員の指名 | 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 5番 坂本 玲子 6番 邑田 昌平 |

令和元年6月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和元年6月7日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | | 行政報告 |
| 日程第5 | | 請願・陳情について |
| 日程第6 | 報告第2号 | 平成30年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 日程第7 | 報告第3号 | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） |
| 日程第8 | 承認第2号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第9 | 承認第3号 | 専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について） |
| 日程第10 | 議案第51号 | 令和元年度佐川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第11 | 議案第52号 | 令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第53号 | 令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第13 | 議案第54号 | 令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第55号 | 佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |

日程第 15 議案第 5 6 号 物品購入契約の締結について

日程第 16 議案第 5 7 号 物品購入契約の締結について

議長（永田耕朗君）

おはようございます。ただいまから、令和元年6月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は、14人です。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、5番、坂本玲子君、6番、邑田昌平君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（西村清勇君）

皆さん、おはようございます。6月定例会の会期及び運営につきまして、6月3日議会運営委員会を開催し、審議をした結果を報告します。

本日6月7日を開会日とし、議案の上程までとします。8日土曜日、9日日曜日は休会とします。10日月曜日と11日火曜日は一般質問を行い、終了後各常任委員会報告を行います。12日水曜日は、議員全員協議会のため休会といたします。13日木曜日は、議案質疑、討論、採決等を行い、閉会といたします。

本定例会の会期は、6月7日から13日までの7日間に決定しましたので報告します。

なお、運営につきましては議長に一任しますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（永田耕朗君）

お諮りします。本定例会の会期を、議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月13日までの7日間に決定したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から13日までの7日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

3月定例会後の重立ったものについて報告します。

3月12日・13日、町内各中学校から卒業式のご案内を受け、議員の皆さんとそれぞれ出席しました。3月20日、町内各小学校から卒

業式のご案内を受け、議員の皆さんとそれぞれ出席しました。3月27日、平成31年第1回、日高村佐川町学校組合議会が招集され、出席しました。提出されました議案は、承認案1件・予算案1件・条例案1件であり、いずれも原案どおり決定されました。平成31年度一般会計予算の総額は、1億3,833万2千円とするものです。

4月25日、平成31年度佐川町長寿大学入学式が「かわせみ」で行われ、祝辞を申し上げてまいりました。4月28日、平成31年度佐川町自治会長会総会並びに町政報告会が「かわせみ」において開催され、祝辞を申し上げてまいりました。

5月15日、国道33号整備促進期成同盟会総会が「仁淀川町」で開催され、町長と出席しました。5月22日、第37回佐川町赤十字奉仕団総会が「かわせみ」で行われ、祝辞を申し上げてまいりました。5月24日、高幡町村議会議長会定期総会が三原村で開催され、事務局とで出席しました。提出されました議案は、平成30年度一般会計決算の認定、平成31年度の事業計画・一般会計予算でありました。いずれの議案も原案どおり決定されました。また、高幡町村議長の会長に越知町議会の寺村議長が就任されました。5月28日から二日間、東京の国際フォーラムにおいて、令和元年度町村議会議長・副議長研修会が開催され、副議長と事務局長とで出席しました。研修会では山梨学院大学研究科長法学部教授の江藤俊昭氏から「町村議会議員の報酬等のあり方最終報告」について講演があり、その後は議会活性化に対し先進的な取り組みをされている町村の議長による事例の発表を拝聴してまいりました。

6月3日、令和元年高吾北広域町村事務組合議会第二回定例会が招集され、出席しました。提出されました議案は報告一件でありました。

最後になりましたが、議会活性化の取り組みの一環として、毎年議会懇談会を開催しており、本年度も5月8日を皮切りに町内5地区で開催し、住民の皆さんからの御意見を聞かせていただきました。今後、御意見を集約し、議会活動に役立てていきたいと考えています。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（堀見和道君）

皆様、おはようございます。本日は、議員の皆様方のご出席を賜

り、令和元年6月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日頃は町政運営につきましてご指導、ご協力をいただきまして改めて御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして、行政報告をさせていただきます。

はじめに、高知県の「新たな管理型産業廃棄物最終処分場」につきまして報告いたします。

先月の5月31日、尾崎高知県知事が佐川町役場にお見えになり、佐川町長ならびに佐川町議会議長あての依頼書である「新たな管理型産業廃棄物最終処分場の施設整備の受け入れについて」の文書を受け取りました。

大変重たい依頼文書であり、真摯に受け止めさせていただき、本議会での議員の皆様からの質問への回答、意見交換を踏まえ、町執行部としてできるだけ早く回答をさせていただきます、とお伝えさせていただきました。

3月定例会以降の経過としましては、3月18、28日の2日に分けて、住民の皆様と議会の皆様に候補地の現地見学をしていただきました。

また、加茂地区の自治会長さんが全員交代されたこともあり、4月2日に新しい自治会長さんに集まっていただき、県の考え、住民の皆様の声など、これまでの経過について県から説明していただきました。

4月22日には、前回参加いただけなかった議員の皆様を対象に候補地の現地見学をしていただきました。

4月24日には、河川改修の要望の声が多い長竹川の現地確認を加茂地区自治会、高知県、佐川町立会いのもとで行いました。

5月12日には、午前、午後の2回に分けて加茂地区の住民向けの説明会が高知県主催で開催されました。

住民の皆様からは、石灰岩採掘跡地でありボーリング調査の結果、地下がどんな状況でも計画されたことは、やり抜くのかとの質問や、やはり選考要件、選考過程に納得がいかないとの意見、風評被害を心配する意見、また「振興策について、地域住民はそれぞれが様々な要望を持っているが、現段階では遠慮して言えていないことがたくさんあると思う。私自身にもたくさん要望がある。」など、様々な意見や質問がありました。

その後、5月14、15、19、25日の4日間、長竹公民館と集落活動

センター加茂の里において、個別にお話をお伺いする場を設け、高知県のほうで住民の皆様の見解を聴いていただきました。

5月26日には、住民からの要望がありました日曜日に候補地の現地見学をしていただきました。

県からの依頼文書の中には、先ほど述べました対応も含め、「これまでの一連の取り組みにおいて、県として、その都度、できる限り丁寧な説明を行うように心がけてまいりました。」と書かれており、私としましても丁寧な対応をしていただいたと感じております。

これまでの対応を経て、県としては、現時点では、住民の皆様が抱えてこられた様々な不安や心配に対する県の説明に対し、一定の理解が得られつつあるのではないかと受け止め、住民の皆様の残る不安等の解消のためにも建設予定地を決めて詳細検討を行う必要があること、に鑑み佐川町加茂を新たな管理型産業廃棄物最終処分場の建設予定地として決定をされました。

また、この決定に関する受け入れの依頼書と合わせて、提示いただいた確認書の素案の中には、「高知県は、今後実施する調査の結果などにより、施設整備が不可能と判断される致命的な事態が明らかとなった場合は、その内容を佐川町および地域住民に知らせるとともに、佐川町と協議した上で、佐川町加茂での施設整備を中止する。」との条項があり、これまでの住民の皆様からの質問でも出されていた内容について、回答をいただいた形になっております。

住民の皆様の中には、施設の必要性は理解するが近くには造ってほしくないと思われる方や、いくら安全だといってもやはり心配であると思われる方など、色々な思いの方がいらっしゃいます。

このような住民の皆様の思いはしっかりと受け止めさせていただいた上で、県内での最終処分場の必要性やエコサイクルセンターが3年10カ月後には満杯になることを考えますと、本議会におけるご質問やご意見を踏まえ、できるだけ早い段階で町執行部としての回答を県に伝えるようにしたいと考えております。

町執行部としましても町議会としましても、県から回答を求められている大変重要な事案であり、一般質問における議論を丁寧にさせていただきたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

次に、佐川町立図書館の整備につきまして報告いたします。
図書館整備に向けた大きな動きとしましては、平成 24 年 11 月 26 日付で佐川町に初めての図書館建設を求める会代表、田鍋勝氏から町長あてに、町民 4,237 名の署名を添えた「佐川町に初めての図書館建設を求める請願書」が提出されております。

請願書に記載された要望事項としましては、町民みんなが使いやすい図書館、生涯学習のニーズに適する機能的な図書館、情報化社会に対応できる図書館、佐川町や町民に関わる文化的資料の保存ができる図書館、の 4 つであります。

あわせて同日、町議会議長あてにも請願書が提出されており、翌年 9 月定例会におきまして「建設には多額の費用を要することになるので、必要な財源の確保や、老朽化が懸念されている青山文庫との複合施設としての検討等も必要ではないかと考える。これらのことから執行機関においては、建設の時期については、本町の財政状況等も踏まえ、慎重に検討され、将来において文教の町にふさわしい図書館を整備することを努力されたい。」との意見を附帯して採択をされております。

その後、平成 26 年 12 月に佐川町立図書館整備検討委員会の委員を委嘱し、6 回の検討委員会を経て、平成 27 年 12 月に提言書を提出いただきました。

この提言を受け、新しく策定した第 5 次佐川町総合計画におきましては、「施策 4 スポーツ・文化活動を楽しむ社会教育の推進」の中で、図書館など社会教育施設の充実、という内容で明記しております。

平成 30 年度には、佐川町新図書館整備方針策定委員会の委員を委嘱し、視察研修を行いながら検討を進めていただいております。本年度には基本構想を策定することとしております。

図書館の検討と合わせて、昨年度から地方創生推進交付金事業として「地域ぐるみふるさと学とシティプロモーション事業」の検討、構築を進めております。

子供から大人まで、多くの町民の皆様に、ふるさとのことを学び、人間力を磨き、未来を創造する力を育ていただき、豊かで楽しく幸せな毎日を送っていただきたいと考えており、新しく整備する図書館はそのための「知の拠点」「主体的な学びの拠点」として大きな役割を担う施設であると考えております。

ふるさとの学びに関しては、青山文庫を抜きに考えることはできず、青山文庫に収蔵している貴重な書籍、資料は言うまでもなく、文化センターに保管している書籍、資料も合わせて集約し、図書館と連携して町民の皆様にご覧いただけるようにすることが大切だと考えております。

また、未来を創造する力を育むためにチャレンジしている「さかわ発明ラボ」も、「放課後発明クラブ」などの実践を通して、主体的で創造的な学びの場としての機能を果たすようになってきており、図書館と連動することによって、さらに深く楽しい学びが可能になり、課題解決につながる学びもできるようになると考えております。

以上の考えから、文教の町佐川を新しく構築するための「さかわ未来学」と新しく整備する図書館は連動して機能することが重要であり、情報化社会の新しいテクノロジーも導入し、自由で多様性のある学びができる拠点として、図書館、青山文庫、さかわ発明ラボの機能を有した複合施設を整備することを町執行部としての基本方針と定め、検討を前に進めていきたいと考えておりますので、議会に対しまして、ご報告させていただき、ご理解をいただきたいと考えております。

続きまして、各課の所管事項について、これまでの行政報告と重複する内容もございますが、報告をさせていただきます。

はじめに、チーム佐川推進課の所管事項でございます。まず、第5次佐川町総合計画の取り組みについて報告いたします。

総合計画の推進につきましては、年2回、開催しております総合計画審議会において、進捗状況をチェックしていただいております。3月19日に開催いたしました審議会では、さかわ未来学とシティプロモーション事業など、平成30年度に新たに追加した取り組みや、全体スケジュールを見直した箇所について、事務局から説明をいたしました。

委員の皆様からは、教育研究所の運営や、佐川地区へのあったかふれあいセンターの設置、SNSを活用した情報発信などに関し、ご質問やご意見をいただきましたので、今後の取り組みに活かしてまいりたいと考えております。

また、同日の審議会において、みんなでつくる総合計画の25のアクションを実現していくため、継続的に「まじめに、おもしろく」活動されている団体や個人の方を顕彰する「チームさかわの日」の

表彰者の選定も行っていただきました。

4月14日に開催いたしました「チームさかわの日」の表彰者は、佐川わくわくクラブ、土本観光果樹園、おたすけ隊、佐川町立尾川小中学校、夢の里つくり隊、桜座CLUB、城山祭り実行委員会、片岡バラエティークラブ、たらふく秋祭り実行委員会の9団体と、個人として選ばれた石元光典さん、森山豊幸さんであります。

「チームさかわ大賞」は、23年間、学校のある日に、毎日継続して佐川小学校の前で、交通安全の旗振りを行ってこられました、森山豊幸さんが受賞されました。

「チームさかわの日」の受賞者は、昨年と同数の11を数えましたが、町内には、まだまだ多くの団体や個人の方々が活動されており、来年、再来年とさらに多くの方々を表彰させていただき、「まじめに、おもしろく」まちづくりを進めていきたいと考えております。

次に、「さかわぐるぐるバス」について報告いたします。

乗車実績につきましては、2月は、乗客数657人、3月は、乗客数659人、4月は、乗客数807人となっております。

2月から4月までの1便あたりの平均乗客数は2.21人となっており、昨年同時期と比較しますと、乗客数で523人、1便あたりの平均乗客数で0.73人増加しており、データが示すように、着実に「さかわぐるぐるバス」が地域の公共交通として、住民の皆様浸透しつつあると考えております。

本年度は、大きな運行の見直しは予定しておりませんが、引き続き、買い物や通院だけでなく、町内の飲食店にお友達と出かける時など、色々な使い方をしていただけるよう、広報活動に努めるとともに、住民の皆様からのご意見をお聞きしながら、利便性を高める取り組みを進めてまいります。

次に、牧野公園整備及びまちまるごと植物園の取り組みについて報告いたします。

牧野公園では、四季を通じて楽しめるように、牧野富太郎博士ゆかりの山野草の植栽を進めるなど、「みんなで育てる公園」を目指して、多くの方々がボランティア活動に参加をしております。

平成30年度のボランティアの人数は、延べ497人に上り、植栽された牧野博士ゆかりの植物は、平成26年度からの5年間で、400種に達しました。

3月29日には、牧野博士をテーマにしたアイスクリームを企画販

売する株式会社フタガミ様と佐川町との間で、「牧野博士がとりもつ協働事業」の式典を牧野公園で行いました。

フタガミ様からは、アイスクリームの売り上げの一部を町に対して、ご寄附いただいております。今後、牧野公園の整備費として活用させていただきたいと考えております。

4月20日から24日にかけては、はなもりC-LOVEのメンバーが中心となり、牧野富太郎生誕祭として、餅つきやハーブコンテナ教室など、様々なイベントが開催されました。

中でも、第1回牧野公園写真コンテストには、町内外から107点の応募があり、牧野公園の全景を写したのものから、昆虫が花にとまった瞬間をとらえたものまで、いずれも牧野公園への想いを感じる、すばらしい作品ばかりでありました。

5月24日には、みんなの総合計画の取り組みとして進めている「まちまるごと植物園」のロゴマークの選考を行いました。全国から134点の応募があり、最優秀には、愛知県岡崎市の近清楓さんの作品が選ばれました。

今後も、ロゴマークを花壇プレートに活用するなど、牧野博士が生まれたまちとして、植物を通じたまちづくりやひとづくりを進めていきたいと考えておりますので、ぜひ、多くの皆様にロゴマークを使っていただき、「まちまるごと植物園」の取り組みにも参加していただければと思っております。

次に、観光事業について報告いたします。

上町地区周辺では、牧野公園の整備を含めて、観光地としての磨き上げが進んでいることに加え、「志国高知 幕末維新博」をきっかけに青山文庫の来館者が増加していることや、JR四国と連携したツアーの誘致などにより、観光客数は、年々着実に伸びております。

平成30年度の上町地区の観光客数は、初めて3万人を超えて、3万1,225人となっており、平成29年度に比べ3,946人、率にして14.5%増加しております。

5月26日には、サイクリングイベントの第2回仁淀ブルーライドが、佐川町を含めた仁淀川流域6市町村で開催されました。

仁淀川流域の自然やまちなみを体感しながら、自分のペースで完走を目指すことを目的としたイベントは、昨年が第1回が大変好評であったことから、県内外から、昨年より171人も多い、514人の参加がありました。

各市町村に設けられた「エイドステーション」では、地元ならではの食材を生かしたおもてなしが行われ、佐川町では、斗賀野集落活動センターあおぞらにおいて、吉本牛乳や地乳アイス、山椒もちを提供するとともに、司牡丹の仕込み水も飲んでいただきました。

さらに、本年度は、10月から11月にかけて、着地型の観光体験プログラム「第1回わんさかわっしょい体験博」の開催も予定しており、各種のイベント等を通じて、観光による地域づくりを進めてまいります。

次に、移住促進事業について報告いたします。

平成30年度の移住相談件数は199件、移住相談窓口を通じた移住者数は、17組31人となりました。

平成29年度と比べて、6組9人の増加となり、「佐川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」で掲げた単年度の数値目標である22人を大きく上回る実績となっております。

移住を検討するため一時的な滞在などに利用できる「おためし住宅」の利用は7件、稼働率は28.8%で、平成29年度とほぼ同じ水準となっております。

本年度は、移住者向けの住宅を確保するため、活用できる空き家の情報収集や、空き家の改修工事について、より積極的に取り組むこととしております。

また、引き続き、子育て、教育、産業など、様々な分野の視点から佐川町の魅力を発信し、全庁挙げて移住促進に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、さかわ発明ラボの取り組みについて報告いたします。

さかわ発明ラボの平成30年度の運営状況につきましては、一般の方に開放している「オープンラボ」は、延べ578人の利用があり、平成29度に比べ210人の増加となっております。

また、依頼主から注文を受けてものづくりを行うコンシェルジュ事業や、施設利用料等による売り上げは、合計143万3千円で、平成29年度の約2.2倍となっております。

小学生を中心に人気のプログラムとして定着した「放課後発明クラブ」を含めて、町民の皆様徐徐にはありますが、さかわ発明ラボの認知度が広まってきているのではないかと考えております。

本年度の新しい試みとして、「放課後発明クラブ」の運営を会費制で行うこととしております。

内容につきましては、独立した個別のプログラムを行う昨年度の進め方を変更し、1年間を通じたプログラム構成によって、ものづくりの楽しさを覚え、技術もステップアップできるよう、運営していくこととしております。

現在、定員30名に対して、町内各地から小中学生26名の応募があり、5月より新しい「放課後発明クラブ」がスタートしております。

次に、総務課の所管事項でございます。

まず、佐川町地域防災計画の改定について報告いたします。

災害対策基本法に基づき作成をしております地域防災計画は、町や地域に立地する防災関係機関の業務を定めるもののほか、防災教育、訓練、災害予防や災害に関する予報・警報の発令及び伝達、また、避難、消火、水防、救助などの災害応急対策、並びに災害復旧に関する事項別の計画と、その措置に要する計画など、防災に関する総合的な事項を定めるものであります。

佐川町地域防災計画は、平成26年3月に改定を行ってから5年が経過をしており、この間には平成28年の熊本地震や近年増加傾向にあるゲリラ豪雨などによる被害が多数発生し、災害に対する新しい知見が蓄積されるとともに、防災への考え方も変化してきました。

また、災害関連法令である水防法、土砂災害防止法の改正が行われたことや、地域防災計画の基準となる防災基本計画の見直しが行われたこともあり、配備体制の見直しを行うとともに、「防災まちづくりサロン」や「さかわ家族防災会議の日」といった町独自の取り組みを追加するなど、佐川町地域防災計画を本年3月に改定いたしました。

今後におきましても、関係機関と連携を図りながら、計画内容の見直しやブラッシュアップを行い、防災対策を進めてまいります。

次に、自主防災組織の設立状況について報告いたします。

昨年度、桂地区で新たに組織が立ち上がり、本年4月1日現在の組織率は、95.4%、組織数は95となっております。

今後も、自主防災組織連絡協議会と連携を図りながら、設立されていない自治会への働きかけを行い、組織率100%を目指してまいります。

次に、防災まちづくりサロンの取り組みについて報告いたしま

す。

住民一人ひとりの防災力の向上を図るため、家族や地域で考える「防災まちづくりサロン」を、昨年度は 19 の自主防災組織と加茂中学校で開催し、449 名の方々に参加をしていただきました。

サロンでは、台風時の避難の必要性についてあらかじめ決めておくことや地震の揺れから身を守る対策を講じておくことなどについて、参加者の皆様に考えていただきました。

残る組織につきましても、サロンを開催できるよう調整を行うとともに、各地域での防災力向上を目指して、それぞれの組織において自主的にサロンを開催できる仕組みづくりにも取り組んでまいります。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについて報告いたします。

地震発生時、地域の皆様に避難所の開設や運営を行っていただくための事前対策として、拠点避難所ごとに作成しております「避難所運営マニュアル」を、昨年度は、佐川小学校と加茂小・中学校の 2 カ所で作成いたしました。

作成にあたっては、それぞれの校区ごとに自主防災組織の代表者や民生委員、PTA 役員などから構成される避難所準備委員会を立ち上げ、事務局から提示したマニュアルの素案に対し、委員の皆様から、開設の仕方や避難者の受け入れ手順、運営方法などについて、貴重なご意見や学校の実情に応じた多くのご提案をいただきながら、実効性あるマニュアルを作成することができました。

本年度は、斗賀野小学校、佐川中学校、文化センターにおいて、作成を進めることとしております。

次に、税務課の所管事項でございます。

平成 31 年度の固定資産税、軽自動車税、個人住民税の「納税通知書」の発送について報告いたします。

固定資産税につきましては、4 月 1 日に発送いたしまして、件数にして、7,299 件、課税額は、5 億 1,984 万 2,700 円となっております。

軽自動車税につきましては、5 月 10 日に発送いたしまして、件数にして、8,725 件、課税額は、5,733 万 1,300 円となっております。

また、個人住民税につきましては、給与特別徴収に係る分を 5 月 15 日に、普通徴収および年金特別徴収に係る分を 6 月 3 日にそれぞれ発送いたしまして、件数にして、5,831 件、課税額は、4 億 4,065

万 7,200 円となっております。

納付機会の拡大による納税者の利便性向上を図るため、平成 29 年度から実施しております、コンビニエンスストアでの収納における割合につきましては、平成 29 年度は 13.7%、平成 30 年度は 16.3% と 2.6% 増加をしております。

今後も、自主納付と納期内納付の広報活動に取り組み、自主財源の確保に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

国民健康保険事業における特定健診の受診率につきましては、平成 30 年度は暫定値ではありますが、42.2% となっております、平成 29 年度の実績値 39.1% を、3.1 ポイント上回っております。

特定健診を受診される方の割合は徐々に増加はしておりますが、年齢別に見てみますと、60 歳以上の受診率 45.7% に対し、40 歳から 50 歳代の受診率は 29.2% となっております、まだまだ低い状況であります。

特定健診の目的のひとつである、生活習慣病の予防においては、特定健診の始まる 40 歳から受診していただき、自身の生活習慣を振り返ることが有効であることから、受診を習慣化していただくよう、個別勧奨を行い、受診率向上に繋げていきたいと考えております。

町民の皆様におかれましても、ご家族やご近所同士での声掛け、誘い合いなどにより、積極的に受診していただき、疾病予防や健康増進につなげていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、第 2 期子ども・子育て支援事業計画の策定について報告いたします。

現在の計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、佐川町での子ども・子育て支援施策を計画的に実施していくため、平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年を計画期間とし、平成 26 年度に策定したものであります。

この間の取り組みとしましては、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられる利用者支援事業を始め、ファミリーサポートセンター事業、病後児保育事業を開始するとともに、事業の進捗状況や成果について、子ども・子育て会議で毎年検証を行い、改善を図ってまいりました。

本年度は、計画の最終年度を迎えることから、「第 2 期子ども・子

育て支援事業計画」を策定することとしており、昨年度は、子育て世代の皆様を対象にアンケート調査を実施し、幼児期の教育・保育や子育て支援サービス等の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズ把握を行っております。

今後は、子ども・子育て会議において、アンケート調査の結果を踏まえながら、支援事業に対する量の見込み、提供体制の確保、内容や事業の見直しを行い、基本理念である「未来を担う世代を、地域全体で育てあうまち さかわ」を目指した計画づくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、セット健診について報告いたします。

健康福祉センターかわせみで、毎年6月、9月、11月に特定健康診査とがん検診をセットで行う「セット健診」を実施しております。

6月は、5日間実施することとしており、申込人数は824人で、昨年を16人上回っております。

6月実施分は、既に申込みを締め切っておりますが、9月、11月実施予定分は、まだ、予約を受け付けておりますので、引き続き、広報・周知活動を続け、受診勧奨を行ってまいります。

特定健康診査は、各医療機関でも実施しており、町内では、高北病院、清和病院、西森医院で受診できるようになっております。

町民の皆様には、健康は自分ごととして、まずは「セット健診」を年に1回は必ず受けていただきますようあらためてお願い申し上げます。

次に、高知家健康パスポートにおける佐川町めざせ健康体クラブの取り組みについて報告いたします。

昨年7月から実施しております、「佐川町めざせ健康体クラブ」につきましても、本年3月末までに282名の方に合計672枚の「さわわハッピー・スマイル券」を進呈しております。

本町の健康パスポートの所持者は、3月末現在で1,107名、20歳以上の所持率は県内4位の10.2%、最高ランクのマイスター取得者も25名となっており、「自らの健康は自らがつくる」という行動が現れているものと感じております。

今後も、町民の皆様が、個人や家族、地域や町ぐるみで楽しく健康づくり活動に参加できるような取り組みを引き続き進めてまいります。

次に、産業建設課の所管事項でございます。

まず、新規就農者の状況について報告いたします。

佐川町では、農業の担い手を確保するため、次世代を担う新規就農者に対し、就農直後の経営確立に資する資金として、年間150万円を上限に最長5年間交付する、「農業次世代人材投資事業経営開始型」を実施しております。

平成24年度の事業開始から、この制度の活用により就農し、すでに給付が終了した新規就農者は18名となっており、現在は、ショウガ4名、ニラ2名、トマト1名、ピーマン1名の計8名がこの制度を活用し、それぞれ安定した経営に向けて精力的に取り組んでおります。

また、昨年度は地域おこし協力隊の農業担い手候補生1名が、3年間のショウガ農家での研修を終え就農するとともに、本年度は、2名が早期退任をし、それぞれショウガとトマトで就農しており、今後、経営開始型に関する交付申請手続きを行う予定となっております。

今後も引き続き、県やJAなどの関係機関と連携を図りながら、担い手確保に向けた取り組みを進めるとともに、新規に就農された方々への支援を行ってまいります。

次に、集落営農組織の状況について報告いたします。

町内の農地は栽培条件が悪い地域に限らず、基盤整備を実施した地域でも耕作放棄地が見られるなど、これまで何とか耕作を続けてきた方がリタイアせざるを得ない状況もある中、本年2月に、新たな集落営農組織「斗佐耕楽会」が設立され、斗賀野地区を中心に活動を始めております。

集落営農は、住民を中心に地域の合意により組織を設立して、農地や施設・労働力などの農業資源を集中し、農業生産を行うことでコスト削減・作業効率化などの効果があり、農地を荒らさず活用することで営農活動の継続と集落の維持発展に繋がることも期待されております。

「地域の農地を何とか維持しなくてはならない」という熱い思いをもった方々によって設立され、活動が継続されていくこととなりますので、町としましても十分な支援を行うとともに、営農できない農地について、集落営農組織が受託し、地域の農地を継続して耕作することができる環境整備にも取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、地域を巻き込みながら、関係機関と連携し、新たな組織の設立に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、自伐型林業推進事業について報告いたします。

平成 28 年度採用の地域おこし協力隊で、3 年間の任期が満了した 5 名の隊員は、佐川に 2 名、黒岩に 2 名、尾川に 1 名と全員が引き続き町内に定住しております。

5 名のうち 3 名は、法人化を視野に入れた林業グループをつくり、残る 2 名は一人親方として林業に従事しております。

林業グループと尾川に定住した 1 名には、町が集約した山林の施業委託をしており、グループには、尾川地区本郷約 30 ヘクタール、1 名には尾川地区峰約 9 ヘクタールを委託しております。

黒岩に定住した 1 名については、町が意向調査を進める中で個人間での施業契約を希望された森林所有者から約 8 ヘクタールの整備を受託しております。

今後も、持続可能な森林整備を志す林業の担い手が、佐川町に魅力を感じ定住していただけるよう、自伐型林業に対する取り組みを着実に進めてまいります。

次に、町道舗装の維持管理の取り組みについて報告いたします。町道舗装につきましては、住民の皆様の生活を支える大切なインフラ資産であり、適切に維持管理をするため、昨年度、舗装個別施設計画を策定し、この計画に基づき、修繕工事を進めております。

本計画は、舗装の点検結果をもとに、通行時の安全性・車両の走行性等の観点から、総合的に判断し、計画的に工事を実施することにより、道路舗装の長寿命化や舗装の維持修繕費のライフサイクルコストを縮減することを目的としております。

本年度は、東町松崎線など 17 路線の工事を予定しており、工事期間中は、工事箇所付近の近隣住民の皆様にご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、災害復旧事業について報告いたします。

昨年度に発生いたしました災害の採択件数は、公共土木施設災害が、河川 5 件、道路 6 件、事業費にして、約 2,200 万円、農地・農業用施設災害が、農地 4 件、施設 3 件、事業費にして、約 1 千万円となっております。現在、一部工事中の被災箇所もありますが、今後、早期復旧に向けて工事を進めてまいります。

次に、水道事業について報告いたします。

5カ年計画に基づき、実施しております基幹管路の耐震化工事につきましては、昨年度に引き続き、東町から西町にかけて、約480メートル区間を11月末の竣工を目指し進めております。

交通量が多く、道幅も狭い箇所での工事となり、住民の皆様にはご不便、ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、近年、漏水事故が多く発生しております兎田地区での390メートル区間の老朽管路の布設替え工事も実施することとしております。

今後も計画的に水道施設の耐震化を実施することにより、地震による断水などのリスクを軽減し、強靱で安心安全な水道事業を実現するための取り組みを進めてまいります。

次に、国土調査課の所管事項でございます。

本年度の調査対象地区であります、永野、四ツ白地区の関係者、合計268名を対象とする説明会を、5月19日に2回開催し、資料を受け取るだけの方を含め、合計44名の方に参加をいただきました。

説明会では地籍調査の概要、必要性、事業の効果、実施の手順、事前杭打ちの方法、これからの調査日程等について、説明をさせていただき、本調査への立ち会いを確実に行っていただくよう、ご協力をお願いいたしました。今後も、本年度中の現地調査終了に向けて着実に事業を進めてまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

まず、さかわ未来学構想について報告いたします。

本年度に入り、具体的な取り組みが進んでおりますので、その点を中心に報告させていただきます。さかわ未来学構想の1つ目の柱であります「ふるさと力」につきましては、ふるさと教育検討委員会において検討を行っており、本年度は、学校教育におけるふるさと教育のカリキュラム化や副読本のコンテンツ化、町民向けの祭りや食レシピの映像化を進めております。

2つ目の柱であります「人間力」につきましては、学校教育において論語を活用した思いやりの心を育む授業研究や栽培体験・職業体験を実施するとともに、カリキュラム化を進めております。

3つ目の柱であります「未来創造力」につきましては、予測困難な変化の激しい社会の中で、自ら未来を切り拓き自己実現を果たすための力と位置づけ、これからの社会を牽引する力を育むため、新

たな3つの手法を導入することとしております。

1点目としまして、アート作品の制作を通じて非認知能力を育む、花まる学習会の「アトリエ for キッズ」、2点目としまして、AIが児童生徒の理解度に合わせて算数・数学の個別学習支援を行う、コンパス社の教材支援システム「キュビナ」、3点目としまして、発達に特徴のある児童生徒の学習と対人関係スキル・生活スキルの獲得を支援するリタリコ社の「リタリコジュニア」、この3つの手法を、町内各小中学校の実情に応じて、試行することとしております。

さかわ未来学構想につきましては、3年計画で策定する2年目を迎えておりますので、本年度の取り組みを確認・検証しながら、来年度の計画策定につなげていきたいと考えております。

次に、全国学力・学習状況調査について報告いたします。

平成31年度全国学力・学習状況調査が4月18日に実施され、町内の小学校6年生82名と中学校3年生84名が参加いたしました。

調査教科につきましては、小学校は国語と算数、中学校は、国語と数学に加え、新たに英語が実施されるとともに、これまでは、知識に関するA問題と、活用に関するB問題が出題されておりましたが、本年度からは、統合して基礎知識と活用力を一体的に問う新形式に変更されました。

佐川町の昨年度の調査結果につきましては、中学校は国語Aと数学Aが全国平均を上回るとともに、他の教科もほぼ全国並みとなっておりますが、小学校は全ての教科が全国平均を下回る大変厳しい状況となっております。

本年度も、学力調査実施後、直ちに各校において自校採点を実施しており、そのデータによりますと、小学校は依然として厳しい状況にありますが、中学校は、引き続き改善傾向にあります。

今後、各校では採点結果に基づき回答分析を進め課題を整理し、具体的な対応策を検討するとともに、当面、個々の児童生徒の学習理解度に応じた指導の充実や授業改善などに取り組むこととしております。

なお、正確な調査結果につきましては、文部科学省が採点業務を委託している業者から、教育委員会と各校に7月下旬には送付されることになっておりますので、改めまして、9月定例会において報告をさせていただきます。

次に、小中学校の空調機設置工事について報告いたします。

空調機設置工事につきましては、本年3月定例会において、工事請負契約の締結について議決をいただき、9月30日の完成を目指し、工事を進めることとしておりました。

その後、施工業者や学校と協議する中で、学校から、2学期がスタートする9月にはエアコンを使用できるようにして欲しいとの要望があり、工事の進捗について検討協議した結果、7月20日から8月末までの夏休み期間に加え、授業や学校行事に支障が生じない範囲で、平日や土日・祝日にも工事を行い、8月末の完成を目指し、工事を進めることといたしました。

今後は、早期完成を目指して、施工業者や学校と十分協議をしながら、円滑な工事の進捗管理に努めてまいります。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

懸案の医師確保につきましては、現在、4月から6月までの任期で聖マリアンナ医科大学から、内科医師1名が派遣されておりますが、引き続き、7月から3か月間の任期で後任の内科医師1名が派遣されることが内定いたしましたので、9月までは常勤医師9名の体制を確保できることとなっております。今後も、この体制を維持できるよう関係機関に要望してまいりますので、引き続き、病院事業に一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、報告が2件、承認が2件、議案が7件となっております。ご審議のうえ、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（永田耕朗君）

以上で、行政報告を終わります。

日程第5、請願・陳情について、を議題にします。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおりです。

受理番号1及び受理番号2は、産業厚生常任委員会に付託します。

受理番号3は、総務文教常任委員会に付託します。

日程第6、報告第2号、平成30年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について。日程第7、報告第3号、専決処分の報告について、以上2件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（堀見和道君）

それでは、報告案件について御説明申し上げます。

報告第2号、平成30年度佐川町一般会計繰越明許費繰越計算書について、は一般会計の繰越明許費にかかる経費として総額5億6,427万4,320円を翌年度に繰り越したことを地方自治法施行令第146条第2項に基づき、報告するものであります。

報告第3号、専決処分の報告について、は中本町地区墓地敷地内駐車場で発生した事故に対する損害賠償額の決定を地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成31年4月24日に専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。事故の内容は平成31年3月24日、午前11時頃、相手方が所有する車両が中本町地区墓地敷地内駐車場に進入する際、駐車場入り口の側溝上を通過したところ、側溝に敷設されたグレーチングが跳ね上がり、当該車両の後部バンパーを破損させたものであります。賠償する相手方は専決処分書に記載のとおりで、損害賠償額は4万950円であります。報告は以上となります。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第8、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは承認案件について、ご説明申し上げます。

承認第2号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、佐川町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分をしたものであります。なお、詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、よろしく申し上げます。

税務課長（森田修弘君）

おはようございます。私のほうから承認第2号につきまして説明をさせていただきます。

承認第2号、佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定につい

て、でございますが、今回の改正は地方税法等の一部を改正する法律が平成 31 年 3 月 29 日に公布されたことを受けて実施したものです。参考資料のほうで説明させていただきますので、参考資料承認第 2 号関係をご覧ください。この資料の 1 ページから 3 ページまでは地方税法等の一部を改正する法律の概要でございます、総務省作成の資料です。この中で、町税条例等に関係する必要なものを説明させていただきます。

車体課税の大幅見直しについて、2 ページのほうをお開きいただきたいと思えます。(2) グリーン化特例(軽課)の大幅見直しにつきまして、これは環境性能割の導入を契機に、軽自動車にかかるグリーン化特例の対象を電気自動車等に限定しまして、また消費税引き上げに配慮し、現行制度を 2 年間延長した上で、平成 33 年 4 月 1 日以後に初回新規登録等を受けた軽自動車から適用するものです。このページの下のほうの四角で囲んだ需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減、こちらにつきましては、消費税引き上げに伴う対応といたしまして平成 31 年 10 月 1 日から平成 32 年 9 月 30 日までに取得した軽自動車につきまして、環境性能割の税率 1%分軽減するものです。

3 ページのほうをお願いします。個人住民税のうち 2 つ目の二重マル、住宅ローン控除の拡充に伴う措置につきましては、所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間におきまして、所得税額から控除しきれない額につきまして、これまでと同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除するものです。3 つ目の二重マル、個人住民税の非課税措置につきまして、こちらは子供の貧困に対する対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得が 135 万以下であるひとり親に対し、個人住民税を非課税対象とする措置を講ずるものです。

4 ページのほうをお願いします。4 ページから 6 ページまでは、佐川町税条例の改正概要の表です。3 ページまでの総務省作成の資料と重複する部分もございますが、主なものについて説明させていただきます。左のナンバー欄、1 番につきましては先に説明いたしました個人住民税非課税措置で単身児童扶養者を非課税措置の対象へ追加するものです。2 番につきましては寄附金控除についての規定の改正でございます。3 番から 6 番までは個人の町民税における、

各種申告書記載事項についての規定の改正でございます。7番は住宅ローン補助の拡充に伴う措置で、先に説明しました控除機関の拡充と申告要件の廃止をするものです。8番から11番につきましては法律改正にあわせて規定の整理をするものです。

次のページ12番につきましては、法律改正で高規格堤防の整備に伴う建替家屋に係る税額の、軽減措置が創設されましたことにあわせて規定の新設をするものです。13番から16番までは法律改正にあわせて規定を改正するもの、および規定の法ずれによる改正をするものです。17番につきましては平成28年熊本地震にかかる固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等についての規定をするもので、法規定の新設にあわせて規定をするものです。18番から22番までは先に説明をしました車体課税の大幅見直しにかかるものです。

次のページ23番と24番は規定の整備をするものです。25番につきましては大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務の創設等に伴う申告書等の提出方法の柔軟化及び電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合の宥恕措置について規定をするものです。およびその他の規定を整備するものです。

26番、27番につきましては法律改正にあわせて規定の整理をするものです。以上が改正の内容です。なお、施行日につきましては条例の条項欄に記載のとおりでありまして、施行日の記載がないものにつきましては平成31年4月1日施行です。

7ページからは条例改正の新旧対照表となっております。以上で承認第2号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、承認第2号は、承認することに決定しました。

日程第9、承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それではご説明申し上げます。

承認第3号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に公布されたことに伴い、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成31年3月29日に専決処分をしたものであります。なお、詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくお願ひしいたます。

税務課長（森田修弘君）

それでは私のほうから承認第3号、佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

この改正は先ほどの、佐川町税条例等の一部を改正する条例と同じように地方税法等の一部を改正する法律等が平成31年3月29日に施行されたことを受けて設置するものです。参考資料のほうで説明させていただきますので、参考資料承認第3号関係をご覧ください。改正内容は左のナンバー欄1番の課税限度額の引き上げと2番の減額措置にかかる軽減安定所得の基準額の見直し、この2点となります。

次のページをご覧ください。この資料は厚生労働省の、作成しました税改正概要の一部です。まず1点目の課税限度額の引き上げについて、資料の中ほど赤色の点線枠、左側の現行と右側の改正後をご覧くださいと思います。基礎課税額これは医療分ですが、現行は58万円から改正後は61万円で3万円の引き上げとなります。

後期高齢支援分と介護分については変更がありません。2点目の低所得者にかかる軽減措置の拡充ですが、5割軽減および2割軽減の判定基準が拡充されました。資料の下側緑色の点線枠左側の現行と右側の改正後をご覧ください。7割軽減につきましては変更がありません。5割軽減基準額、基礎控除額33万円に、被保険者数に乗すべき金額、現行27万5千円から、改正後は28万円に引き上げとされています。2割軽減基準額、基礎控除額33万円に被保険者の数に乗すべき金額現行50万円から改正後は51万円に引き上げとなります。資料の次のページからは新旧対照表となっております。条例の施行日は平成31年4月1日です。

以上で承認第3号の説明を終わります。よろしくお願ひします。

議長（永田耕朗君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて（佐川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成多数。

したがって、承認第3号は、承認することに決定しました。

日程第10、議案第51号、令和元年度佐川町一般会計補正予算から日程第16、議案第57号、物品購入契約の締結について、まで以上7件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。

町長（堀見和道君）

それでは提出議案について、ご説明申し上げます。

議案第51号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第1号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ5,157万2千円を追加し、総額

を歳入歳出それぞれ 68 億 3,922 万 8 千円とするものであります。

議案第 52 号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 42 万 7 千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 19 億 3,461 万 7 千円とするものであります。

議案第 53 号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 592 万 9 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 3,723 万 1 千円とするものであります。

議案第 54 号、令和元年度佐川町水道事業会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入の既決予定額を 49 万 2 千円増額し、1 億 8,803 万 9 千円に、収益的支出の既決予定額を 132 万 3 千円増額し、1 億 6,768 万 1 千円に、それぞれ補正するものであります。

議案第 55 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、介護保険法施行令が本年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、低所得者への介護保険軽減を行うため、佐川町介護保険条例の一部を改正するものであります。

議案第 56 号、物品購入契約の締結につきましては、令和元年 5 月 31 日に入札を行いました平成 31 年度佐川町消防団ポンプ自動車調達業務の物品購入契約締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の方法は指名競争入札、契約金額は 2,816 万円。契約の相手方は高知県高知市南川添 1 番地 28、株式会社藤島、代表取締役藤島正守でございます。

議案第 57 号、物品購入契約の締結につきましては、令和元年 5 月 31 日に入札を行いました佐川町内小中学校タブレット等導入業務の物品購入契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。契約の方法は指名競争入札、契約金額は 3,115 万 8 千円、契約の相手方は高知県高知市一ツ橋町 1 丁目 36 番地、四国情報管理センター株式会社、代表取締役社長中城一でございます。

以上が、本定例会に提案させていただく付議事件でございます。各議案の詳細につきましては、担当課長から説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

総務課長（麻田正志君）

それでは私から議案第 51 号、令和元年度佐川町一般会計補正予算（第 1 号）につきまして、主なものについて説明させていただきます。まず最初に補正予算書の 4 ページ目のほうをお開きください。補正予算書の 4 ページになります。4 ページ目のほうは地方債補正となっております。今回の補正の内容については、限度額の変更ということになっております。この表の上の事業になります尾川消防団屯所整備事業こちらのほうにつきまして当初予算のほうに計上させていただいております尾川消防団屯所用地購入費 60 万円のほうが、緊急防災減債事業債の対象となるということで、限度額のほうを 60 万補正させていただき、380 万円としております。その下の急傾斜地崩壊対策事業（県工事負担金事業）につきましては、本年度施工分の県工事の事業量、工事費が決定しまして、負担金が増額となったことから限度額のほうも 40 万円補正しまして、1,430 万円としております。なお、その他の起債の方法、利率、償還の方法については変更のほうはございません。

続きまして歳出のほうから主なものについて説明させていただきます。歳出の補正につきましては、給料や職員手当、共済費に増減が発生しておりますけれども、これは主に 4 月の人事異動や育休者の復帰などによります人件費の補正ということになっております。その分につきましては説明のほうを省略させていただきます。まず、事項別明細書の 14 ページ 15 ページをお開きください。14 ページ 15 ページになります。15 ページの下から数えて 4 段目となります 2 款、1 項、4 目企画費、18 節の 72 万 8 千円につきましては、町長公用車購入費用の追加ということになっております。その上の需用費の 18 万 2 千円は購入予定車両に充電するための電源費用ということになっております。

続きまして 16 ページ、17 ページをお開きください。17 ページは一番下になります。3 款、1 項、1 目社会福祉総務費 13 節委託料の説明欄になります。保育料無償化に伴う障害福祉サービスシステム改修委託料こちらの 45 万 4 千円は、保育料無償化に伴う就学前の発達支援の無償化にかかる指針に基づくシステムの改修委託料ということになっております。

続きまして 18 ページ、19 ページをお開きください。19 ページの上から数えまして 5 段目になります、3 款、1 項、8 目介護保険特別会計繰出金、28 節の繰出金の 1,527 万 3 千円、このうちの 1,303

万円は 10 月より消費税率が 10%に引き上げられることに伴いまして、消費税を財源として行う、介護保険料にかかる低所得者保険料軽減のための繰出金ということになっております。低所得者にかかる介護保険料を減額しまして、減額となった保険料を補填するものということになります。歳入で説明いたします国・県からの負担金に町の負担分を加えて繰り出すというものになっております。同じく 19 ページの今度は下から 5 段目になります。3 款、3 項、1 目児童福祉総務費、13 節委託料の説明欄、子ども・子育て支援システム改修委託料の 188 万円こちらにつきましては、10 月 1 日から実施予定であります幼児教育無償化に伴う子ども・子育て支援システム改修委託料となっております。続きまして 20 ページ、21 ページをお開きください。20 ページのほうの上から 2 段目になります 4 款、1 項、2 目予防費の補正額の計になりますけれども、598 万 4 千円こちらのほうにつきましては平成 30 年までの風疹発生状況を踏まえて、風疹の抗体検査、そして予防接種を実施する追加的対策が実施されることになったことに伴う費用ということになっております。需用費、役務費、委託料に係る経費を計上しております。対象者については昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性で今年度から 3 カ年計画で段階的に行うことになっておりまして、本年度は昭和 47 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日生まれの男性を対象に実施することということになっております。21 ページ目の下から 2 番目になります。5 款、1 項、4 目園芸振興費、19 節、負担金・補助及び交付金の 215 万円はニラの栽培ハウスの新設にかかります佐川町簡易・小規模等レンタルハウス整備事業費補助金となっております。

22 ページ 23 ページのほうをお開きください。22 ページの上から 2 つ目の表になります。6 款、1 項、1 目商工振興費の補正額 713 万 3 千円補正額の総額になりますけれども、こちらのほうは消費税増税に伴うプレミアム付商品券事業にかかる費用ということになっております。共済費、賃金、需用費、役務費、委託料に係る経費のほうを計上させていただいております。

続きまして 26 ページ 27 ページをお開きください。27 ページの上から 2 段目になります 9 款、4 項、3 目、図書館費、13 節委託料の 800 万円は平成 24 年度に導入しました図書館システムの更新費用となっております。システムの機能はほぼ現状のまま機器とソフト

ウェアを更新するものということになっております。

28 ページ 29 ページをお開きください。29 ページの下から 2 段目になります。10 款、2 項、2 目、がけくずれ住家防災対策費 19 節、負担金補助及び交付金の 39 万 8 千円は、先ほどの地方債補正の時にも説明いたしました本年度施行分の県工事の事業量、工事費が決定いたしましたして、負担金が増額となったものでございます。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。10 ページ 11 ページをお開きください。10 ページ 11 ページになります。11 ページの一番上になります 14 款、1 項、1 目民生費国庫負担金の説明欄、低所得者保険料軽減費負担金の 665 万 1 千円は、消費税増税に伴う介護保険料にかかる低所得者保険料軽減費の国の負担金となっております。先ほど歳出で説明しました分になります。負担割合は 2 分の 1 ということになっております。その下の表の一番上の段になります。2 項、1 目、民生費国庫補助金、1 節、社会福祉補助金の説明欄、障害者総合保険支援事業費負担金の 48 万 6 千円は、歳出で説明しました保育料無償化に伴う生涯福祉サービスシステム改修委託料などへの補助金となっております。その 2 つ下の欄になります。2 目、衛生費国庫補助金、1 目、保健衛生費補助金、感染症予防事業費等国庫負担金（補助金）の 299 万円は先ほど歳出で説明しました風疹にかかる追加的対策費用についての、国からの補助金となっております。2 分の 1 の補助ということになっております。その下の欄になります 7 目商工費国庫補助金、1 節商工費補助金の説明欄、プレミアム付商品券事業費負担金、プレミアム付商品券事業補助金の 713 万 3 千円は歳出で説明しましたプレミアム付商品券事業の補助金となっております。費用の全額が補助されるとなっております。その下の表になります。15 款、1 項、1 目民生費県負担金の説明欄、低所得者保険料軽減費負担金の 332 万 5 千円は先ほどの民生費の国庫負担金でも説明しました消費税増税に伴う介護保険料にかかる低所得者保険料軽減費のこちらのほうは、県からの負担金となっております。負担割合は 4 分の 1 となっております。その 2 つ下の表になります 18 款、1 項、1 目財政調整基金繰入金の 2,945 万 5 千円は今回の補正におけます歳入の不足額を、財政調整基金から繰り入れを行うものとなっております。その下の表の 20 款、3 項雑入の説明欄、クリーンエネルギー自動車次世代自動車振興センター補助金の 40 万円は歳出で説明しました町長公用車購入にかかる補助金という

ことになっております。

続きまして、12 ページ 13 ページをお開きください。上の段になります 21 款、1 項、3 目、災害復旧債の 40 万円は歳出で説明いたしました、がけくずれ住家防災対策費の県工事負担金増額により、借り入れ予定額のほうを増額をするものであります。

その下になります 7 目、消防債の 60 万円は地方債補正でも説明しました当初予算に計上しております尾川消防団屯所用地購入費 60 万円が、緊急防災減債事業債の対象となりますので、借り入れ予定額を増額するものとなっております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

町民課長（和田強君）

おはようございます。それでは私のほうから議案第 52 号、令和元年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）の説明をさせていただきます。補正予算書の事項別明細書の 10 ページ 11 ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。上の段の表、1 款、1 項、1 目一般管理費及び下の段の 1 款、2 項、1 目賦課徴収費につきましては、4 月の人事異動に伴う給与の変更により、それぞれ 40 万 5 千円と 2 万 2 千円の減額補正を行うものです。

続きまして歳入の説明をさせていただきます。ページ戻りまして 8 ページ 9 ページをお開きください。5 款、1 項、1 目、一般会計繰入金につきましては、4 月の人事異動に伴う歳出の職員給与費等の減額に伴い、42 万 7 千円の減額補正を行うものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは、私の方から議案第 53 号、令和元年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）のご説明をさせていただきます。

今回の補正内容につきましては、4 月の人事異動に伴う人件費及び介護保険制度改正に伴うシステム改修委託費などを補正するものです。まず、歳出について説明します。補正予算書の 12 ページ 13 ページのほうをお開きください。1 款、1 項、1 目一般管理費 2 節から 4 節は 4 月の人事異動に伴います介護保険係の人件費 83 万 2 千円を計上しております。次の 13 節の委託料、介護保険制度改正に伴いますシステム改修委託料 51 万 9 千円は、介護職員の処遇改善及び消費税率引き上げによります上乘せ分に対応するためのシステム改修費となっております。次に 2 款、4 項、1 目高額介護サー

ビス費 22 万円の減額と、2 目高額介護予防サービス費 22 万円の増額は個人の負担額は月額上限額を超えている場合に支払うこととなっているもので、当初予算の編成時に予測できなかったため組みかえを行うものです。その下の 2 款、5 項、1 目高額医療合算介護サービス費 33 万円の減額と 2 目、高額介護予防サービス費 33 万円の増額も先ほどと同じで、当初予算時に予測できなかったため組み替えを行うものです。

次に下段の 3 款、2 項、包括的支援事業 2 事業費の 14 ページから 15 ページに計上しています 2 節から 4 節は地域包括支援センター系の人事異動に伴います増額で、452 万 6 千円の増額を行っております。その下の 3 款、3 項介護予防生活支援サービス費は、先ほどと同じで人事異動に伴います補正としまして 5 万 2 千円の増額を行っております。

次に歳入について、説明します。8 ページ 9 ページをお開きください。1 款、1 項、1 目、第 1 号被保険者保険料の 1,680 万 3 千円の減額は今年の 10 月の消費税 10%への引き上げにあわせて、低所得者の介護保険料の軽減が行われることになっており、第一段階から第三段階の低所得者 2,315 万に対する軽減の額となっております。この額につきましては、保険料の額につきまして第 55 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてで改正の内容のほうを説明させていただきます。

次に、この軽減に対します財源でございますが、国のほうが、2 分の 1、県と町のほうがそれぞれ 4 分の 1 となっております、一般会計からの繰入金は下段の 7 款、1 項、4 目、低所得者保険料軽減繰入金として 1,680 万 3 千円当初予算から 350 万を差し引いた 1,330 万 3 千円を計上しています。この 1,330 万 3 千円につきましては、先ほど一般会計補正予算のほうでご説明をしたとおりであります。

次に、歳出のシステム改修委託料にかかる歳入は 3 款、2 項国庫補助金、4 目介護保険事業費システム改修補助金 2 分の 1 になりますが、25 万 9 千円と 7 款、1 項、5 目その他の繰入金 2 節、事務費繰入金、町の負担分となりますが、2 分の 1 の 26 万円となっております。その他の歳出につきましては、1 款、1 項、1 目一般管理費の人件費及び 3 款の地域支援事業の人件費は国、県、町それぞれの割合で 3 款、4 款、5 款、7 款で増額のほうを行っております。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

産業建設課長（田村正和君）

それでは、私のほうから議案第 54 号、令和元年度佐川町水道事業会計補正予算第 1 号について、ご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、4 月の人事異動に伴います支出の収益的収入及び支出の予定額について、補正をさせていただくものでございます。予算書の 10 ページをお開きください。今回補正をお願いをさせていただいております予算、収益的収入と支出の予算事項別明細書でございます。まず支出の欄をごらんください。1 款、1 項、4 目総係費のうち給与手当てに関わるものを説明欄のとおり、補正をさせていただきまして、総係費、支出あわせて 132 万 3 千円の増額をさせていただくものです。補正後の水道事業費あわせて 1 億 6,768 万 1 千円であります。

次に上段の収入の欄をごらんください。1 款、2 項、2 目他会計補助金につきまして、支出の増額に伴いまして、一般会計繰入金を説明欄のとおり 49 万 2 千円を増額補正させていただくものです。補正後の水道事業収益は 1 億 8,803 万 9 千円でございます。その他、このたびの補正に伴いまして予算書、第 7 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費の額、2,633 万 5 千円を 2,765 万 6 千円に改めるもの。それから予算書第 8 条の他会計からの補助金の一般会計補助金の額 663 万 5 千円を 712 万 7 千円に改めさせていただくものであります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

健康福祉課長（田村秀明君）

それでは私の方から議案第 55 号、佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。参考資料の議案第 55 号関係をごらんください。1 の佐川町介護保険条例の一部を改正する条例の概要でございますが、本年 10 月の消費税率 10% への引き上げに伴い、低所得者第 1 段階から第 3 段階に対する令和元年度の介護保険料の軽減について、国において介護保険法施行令が本年 3 月末に公布、4 月 1 日に施行されたことから、本年度の介護保険料への軽減を適用するため、佐川町介護保険条例の一部を改正するものでございます。2 の現行の保険料でございますが、平成 30 年度から令和 2 年度までの、保険料の年額となっております佐川町の保険料は 9 段階で区分しており、基準額は 5 段階の年額 7 万 2 千円となっております。今回の改正はこの中で太枠の第 1 段

階から第3段階の低所得者の保険料を軽減するものです。3の本町の軽減後の賦課割合と保険料率です。第1段階が年度当初の想定人数が1,409人、改正前の賦課割合が0.45。介護保険料が3万2,400円、軽減の賦課割合が0.075、介護保険料は5,400円。改正後の賦課割合は0.375、介護保険料は2万7千円となります。第2段階の年度当初の想定人数は706人で、改正前の賦課割合は0.75、介護保険料は5万4千円、軽減の賦課割合が、0.125。介護保険料が9千円、改正後の賦課割合が0.625。介護保険料が4万5千円となります。第3段階では想定人数は560人、改正前の賦課割合が0.75。介護保険料が5万4千円。軽減の賦課割合が0.025。介護保険料が1,800円。改正後の賦課割合が0.725。介護保険料が5万2,200円となります。条例は公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものです。2ページ目は新旧対照表となっております。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

総務課長（麻田正志君）

私から議案第56号、物品購入契約の締結につきまして説明のほうをさせていただきます。今回、購入を予定しておりますのは消防ポンプ自動車いわゆるポンプ車と呼ばれるものであります。現在、佐川町消防団に配備しております消防ポンプ自動車は7台ございまして、老朽化が進んでおります。平成29年度から令和5年度まで、年に1台ずつ更新をしていく計画をしております。今年度におきましては、現在もっとも古く平成7年に導入しました佐川分団のポンプ車の更新のほうを予定しております。車両の概要につきましては、参考資料議案第56号関係のほうをご用意いただきまして、そちらのほうで概要のほうを説明させていただきたいと思っておりますので、ご用意をお願いいたします。

参考資料のほうを1枚めくっていただきましたら、写真のほうが載っております。この写真のほうにつきましては、昨年度平成30年度に黒岩分団に配備いたしましたポンプ車の写真ということになっております。今年度は排気量2,999cc以上、四輪駆動定員が6名、黒岩分団に配備しましたこの写真に載っておりますポンプ車と同タイプの車両のほうを予定しております。以上でございます。よろしく申し上げます。

教育次長（片岡雄司君）

私から議案第57号、物品購入契約の締結につきましてご説明申

し上げます。本業務につきましては、現在小中学校で活用しております児童生徒用の学習用パソコンの耐用年数切れに伴い、また学習スタイルのアクティブラーニングへの転換が図られている状況を勘案し、小中学校のICT環境を整備し、ICT教育を推進するため新たにタブレット155台、ノート型パソコン51台、ディスプレイ6台、事業支援ソフト等を購入し、ソフトのインストールおよびネットワークの設定を行うものでございます。5月31日に行われました指名競争入札の結果を受け、議会の議決に付すべき財産の取得または処分に関する条例に基づき、お諮りするものでございます。

参考資料議案第57号関係をごらんください。入札の顛末書となっております。記載金額は全て税抜き金額となっております。契約の相手方は高知県高知市一ツ橋町1丁目36番地、四国情報管理センター株式会社、代表取締役社長中条一で、購入契約の金額は3,115万8千円となっております。購入期限につきましては契約の日から、令和元年8月31日までとしております。裏面が調達物品の明細となっております。以上でございます。どうぞよろしく願います。

議長（永田耕朗君）

これで、議案第51号から議案第57号までの提案理由の説明を終わります。

本日の会議はこれをもって終わります。

次の開会を10日の午前9時とします。本日はこれをもって散会します。

散会 午前10時45分